

抹消登録による自動車税の還付について

① 抹消登録(一時・永久・輸出)をされた場合

抹消登録された翌月以降の既納付額が納税義務者に還付されます。

(例)

自動車税年額(4月～翌年3月) 36,000円

6月抹消登録の場合、7月～翌年3月(9ヶ月分)の還付となります。

$36,000円 \times 9/12 = 27,000円$ (還付額)

一時抹消登録とは？

一時的に使用を中止したときの手続きです。新規登録することで再度乗車できます。

② 移転登録(名義変更)をされた場合

その年度分(4月から翌年3月分)の自動車税が4月1日現在の所有者(割賦販売の場合は使用者)に課税されます。自動車税事務所から自動車税を還付することはありません。

譲り渡された方と税金を分けて支払われる場合は、当事者同士でのやり取りとなります。

【問い合わせ先】

奈良県自動車税事務所 自動車税第1課 TEL：0743-51-0081

自動車税第2課 TEL：0743-57-0300